

第 62 回 原子力関連学協会規格類協議会 議事録

1. 日時 2021年3月15日 (月) 10:00～11:50

2. 場所 一般社団法人 日本電気協会 4階 A会議室 (Web会議併用)

3. 出席者 (敬称略, 順不同)

出席委員: 関村議長(日本原子力学会 標準委員会 委員長), 加口議長(日本機械学会 発電用設備規格委員会 委員長), 越塚(日本電気協会 原子力規格委員会 委員長), 高橋_(由)(日本機械学会 発電用設備規格委員会 副委員長), 鈴木_(純)(日本機械学会 発電用設備規格委員会 幹事), 松永(日本機械学会 発電用設備規格委員会 原子力専門委員会 委員長), 成宮(日本原子力学会 標準委員会 幹事), 宮野(日本原子力学会, 標準委員会, フェロー委員), 高橋_(毅)(日本電気協会 原子力規格委員会 副委員長), 阿部(日本電気協会 原子力規格委員会 幹事)

常時参加者: 仁尾(資源エネルギー庁), 中熊(電気事業連合会), 田村(原子力安全推進協会), 圓(日本建築学会, 前田常時参加者代理)

オブザーバ: 河本(日本溶接協会), 中澤(火力原子力発電技術協会), 前園(日本電機工業会 原子力機器標準化専門委員会), 瀧上(日本電機工業会), 岡田(土木学会 原子力土木委員会), 山中(電気事業連合会), 伊藤(日本原子力学会), 桐本(日本原子力学会), 松澤(日本電気協会)

説明者: 石井(電気事業連合会), 磯部(電気事業連合会), 山本(日本原子力発電), 山田(日本電気協会)

日本機械学会 発電用設備規格委員会 事務局 高柳

日本原子力学会 標準委員会 事務局 田老

日本電気協会 原子力規格委員会 事務局 都築, 須澤, 田邊, 未光, 米津, 景浦, 境, 葛西, 小幡
(計38名)

4. 配付資料

資料 No. 62-1 第61回 原子力関連学協会規格類協議会 議事録 (案) (2020年10月2日)

資料 No. 62-2-1 Web会議を主体とした学協会規格ピアレビューの対応について (案)

資料 No. 62-2-2 学協会規格ピアレビュー計画書 (案)

資料 No. 62-3 学協会規格に対する事業者計画について

資料 No. 62-4 第15回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合 (資料及び議事録)

資料 No. 62-5 渦電流探傷試験, 超音波探傷試験及び漏えい率試験に係る規格の技術評価対応状況について

資料 No. 62-6 日本原子力学会2021年春の年会標準委員会企画セッションの概要

資料 No. 62-7 日本機械学会発電用設備規格の電子配信 について

資料 No. 62-8 検査制度に関する意見交換会合の状況について

資料 No. 62-9-1 原子力関連学協会 規格類議幹事会 議事概要 (2020年11月26日)

資料 No. 62-9-2 原子力関連学協会 規格類議幹事会 議事概要 (2021年 2月24日)

資料 No. 62-10 原子力関連学協会規格類協議会における当面の課題 (案)

参考資料-1 原子力関連学協会規格類協議会 名簿

参考資料-2 原子力関連学協会規格類協議会 運営要綱

参考資料-3 日本機械学会 発電用設備規格委員会 制定規格

参考資料-4	日本原子力学会 標準委員会 標準の策定と技術評価に関する状況
参考資料-5	日本電気協会 原子力規格委員会 策定規格
参考資料-6	原子力安全の向上に向けた学協会活動の強化 ～事業者の自主的安全性向上の取組みを前提とする検査制度見直しを踏まえて～（平成30年3月8日）
参考資料-7	民間 規格 の技術評価の実施に係る計画 について（2020年4月8日 原子力規制委員会資料5）

5. 議 事

日本電気協会事務局から、本委員会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないこと及び録音することを確認の後、議事が進められた。

5.1 出席者の紹介

日本電気協会事務局より参考資料-1に基づき、名簿の変更、常時参加者及びオブザーバの紹介があり、オブザーバの出席について議長の承認を得た。

5.2 前回議事録確認

日本電気協会事務局より資料 No. 62-1 に基づき、前回議事録(案)について説明があり、承認された。

5.3 審議事項

(1) 2021 年度ピアレビュー検討状況について

日本機械学会鈴木幹事より、資料 No. 62-2-1 及び資料 No. 62-2-2 に基づき、2021 年度ピアレビュー検討状況について説明があった。

審議の結果、2021 年度ピアレビュー計画書について、今回の意見を反映して改定することで承認され、計画書に基づき実施する事となった。

(主な説明)

- ✓ Web 対応のピアレビューを来年度に向けて検討したので、その対応状況及び来年度ピアレビュー計画について報告する。
- ✓ 今年度は新型コロナの影響でピアレビューを実施できなかったが、前回ピアレビューメンバーにも協力いただき検討を進め、Web 形式でも効率的にピアレビューを実施できる方法について検討した。
- ✓ 本日承認されれば、レビューチームを結成し、本格運用に移行しようとする。
- ✓ 来年度のピアレビューの実施期間としては、今年の3月から来年の6月であり、現地レビューを日本電気協会の会議室と Web 併用で10月に実施する。
- ✓ ピアレビュー実施対象としては、日本電気協会 原子力規格委員会の規格の JEAC4214「原子力発電所に係る燃料体検査規程」であり、ピアレビューとしては、誤記問題への対応状況、学協会規格の品質向上への取組、新知見の反映、少数意見の取扱い等、さらに新型コロナ禍での規格策定状況をレビューする。

(主な意見・コメント)

・計画書の中身はこれで良いのだが、2頁以降、レビューチームとなっているが、これはきちんとピアレビューチームとして欲しい。ピアというのは極めて重要な要素なので、そういう方にチームに加わってもらえるかどうかの評価もしてもらおう。ピアというところをしっかりと考えていただくためにも、常にピアレビューチームとすることを願う。

→了解した。そのように修正する。

・同様に他のところを見ると、レビューという言葉しか使っていないところがあるので、同様にピアレビューとした方が良い。表の箇所もそのようになっている。

→了解した。全体的に確認して修正する。

5.4 報告事項

(1) 学協会規格に対する事業者計画について

電気事業連合会山中部長より、資料 No. 62-3 に基づき、学協会規格に対する事業者計画について説明があった。

(主な説明)

- ✓ 学協会規格については、電気事業の活動に必須という認識であり、事業者が必要とする規格が、必要な時に発刊されるということを事業者のニーズとして定義している。
- ✓ 優先順位の高い規格については、事業者が責任をもって、制定及び改定に関与していく。
- ✓ 規格を事業者ニーズに基づいて分類した。3学協会の規格で持っている問題を3点示すと、1点目としては、規格が発刊されても事業者が使用していない規格がある。2点目としては、要求事項でなく、具体的なやり方に関する規格で、必ずしも学協会規格でなくても良いものが発刊されている。3点目としては、多数の規格が発刊されている。現時点で170規格程度と認識している。こうなると、既にある規格のメンテナンスということについても、リソースが掛かり、必要なタイミングで規格が制改定できていない。このようなことで分類を実施した。分類としては、新規に必要な規格、これに対しては事業者が積極的に関与する。現状ある規格の分類としては、使用予定のない統廃合対象の規格、使用しているが改定ニーズのない規格、使用しているが学協会規格である必要のない規格、使用しており制改定ニーズのある規格の4分類になる。事業者が積極的に関与するのは最後の分類の規格となる。
- ✓ 以上の分類にどの規格が当てはまるかに関するフローチャートを作成した。
- ✓ 3学協会の規格の事業者ニーズ調査をし、①技術評価済み又は技術評価を希望、②使用ニーズ有または検討中、③NRRC、原燃にて支援、④現時点で使用予定なしに分類した。
- ✓ まとめとして、これまでJANSIが実施してきた業務を、2021年度より事業者が行うことにより、事業者が積極的に関与する。学協会規格を電力ニーズにより今後再整理する。電力ニーズの低い標準の扱いについては、今後、対応についての議論を進める。

(主な意見・コメント)

・こういう形で電事連から明確に資料を出していただいたということは、今後の学協会の規格活動の進め方をどのように盛り上げていったらよいかという観点で、極めて重要であると考えられる。学協会の活動全てを電事連がサポートするわけではなくて、色々な重点化すべき点が

あるということに関しては、今まで情報が曖昧にしか伝えられていなかったところが、このように形で明確になったことは、極めて重要かと思っている。まず、確認すべき点だが、事業者という言葉は、最後では電力ということであったので、今回は電力事業者をメインにしていたのかと思うが、例えば原燃なども電事連に入っているということで、(事業者という言葉の)使い方を今後どうしていくのかという点。規制庁との関係でいうと、被規制者イコール電力事業者というふうになっている部分と、なっていない部分がある。例えばサイクル施設も含めて考えると、JAEA も事業者だが、ここで今お話いただいた事業者の範疇には JAEA や大学等、核燃料を扱うような施設は必ずしも入っていないので、だからこそ、学協会できちんと全体として考えていく必要がある。そのあたりは、今後皆さんに分かりやすく、電気事業連合会としてもお伝えいただくということは、ステップバイステップで進めていただければよいと考えるが、そのあたりの仕分け等についてコメントを頂けるか。

→今回事業者と書いたのは、あくまでも電気事業者という立場で書いている。電気事業連合会の中には、日本原燃も組織に関わるものとしては入っているが、学協会規格という観点で言うと、日本原燃も含めて活用している部分と、日本原燃のみが使う規格と様々ある。そういう意味で、日本原燃が使うか使わないかは置いておいて、日本原燃と電気事業者が共通で使うであろう規格を整備したということである。その中で日本原燃しか使わない規格については、電気事業者全体で支援するというよりは、日本原燃を通じて支援をする方が、より効果的にできるのではないかと考えている。そのような整理の仕方を現在考えている。

- ・この辺の仕分けが今十分でないので、電事連から頂いた話がけしからんという訳ではなく、このようなやり取りを、規格類協議会をうまく活用して取り組んで行くものと考えている。もちろん学協会としても、今までやってきたことであり、リソースをうまくやりながら、5ヶ年計画等々の計画の中にこのような境界条件をうまく使っていければ良いかと考える。
- ・せっかくご提案いただいたので、(次は)学協会としての考えを示さなくてはならないと思う。そうでないとキャッチボールにならない。
- ・そのとおりだと考える。例えば、原子力学会の標準委員会においては5ヶ年計画の中で、このような境界条件を取り込んで重点化すべきところ、サポートいただけるので学会のリソースを効果的に使えるところ、新知見が出てきそうなところは学会という立場で重点化すべきところがあり、より余裕を持って取り組めるようになる。5ヶ年計画等の紹介も含めて意見を返す必要があるが、どうやるかについては、幹事会で議論を深めていただきたい。
- ・幹事会で議論を深めた上で、学協会としてはこのような考えで取り組んでいきます、ということを示唆しなくてはならないと思う。
- ・技術評価等規制側からのご意見等も踏まえ、全体像をイメージして学協会としての考えをまとめる必要がある。幹事会等で議論した上で、協議会の場で一緒になって議論していきたい。

(2) 技術評価優先順位に係る意見聴取会合について

協議会事務局及び各学協会より、資料 No. 62-4 に基づき、技術評価優先順位に係る意見聴取会合について説明があった。

(主な意見・コメント)

- ・事業者の意見を聞くということの中に、学協会が押し込められているというのが、規制側の

今までどおりの対応ということ。一方で我々が今まで議論してきたように、学協会規格というのは、電力、原燃も含めて実際に使用している事業者に対して、学協会で新しい知見等をどのように規格にしていくか、それを規制に使いたいという方々、さらにそれ以外のガイドライン等をどのような役割分担でやったらよいかを、常時参加者、オブザーバも入ってもらい、規格類協議会で議論させていただいているということだと思っている。規格に関しては、色々なステークホルダーがお互いの立場を尊重して議論して行くことは必要であると考えている。規制側は、はっきり言ってそこまで成熟した組織になっていないので、事業者意見の聴取に係る会合の中に学協会も押し込められているという、未熟な状況である。今日も規制庁からの参加が急遽ないということで、本当に遺憾に思う。しかしながら、我々としては、先ほど、事業者から率直な意見も出してもらい、色々なことを議論して行こうと、ポジティブな意味でやっけて行こうということで議論できているので、全体としてこれを活用していくことが必要であると考えている。一方で技術評価に関しては、先ほど話があったように、事業者からの支援をいただけるような状況があり、これがこの会議も含めてオープンの中で議論できるようになってきたのは、重要なステップを踏んでいるなと思っている。しかしながら、検査制度であったり、審査の側の話であったり、まだまだ整備すべき点があるので、個々の部分、個別の規格も含めて、議論する余地が大きいのかなと思っている。それが全体の感想である。個々の規格の技術評価についてどのように対応していったらよいかという点については、各学協会が責任母体ではあるが、事業者、産業界のサポートもいただけるということは非常に重要なので、これをベースにして議論を深めていってもらえればと思う。一方で学協会としては、こういうことをエンドースも含めて考えてほしいのだけというルートが見えにくいという意見も、委員の方からも伺うようになってきた。例えば電気協会の品質マネジメントシステム JEAC4111 というのは、規制側は、品質管理規則を作成してしまったので、エンドースする必要なしとしている。規制庁と同様に事業者もそういう立場でやっていきたいとしており、規制と被規制がある意味で手を組んでいるので、学協会の立場が少し不明確になっているという点もあるかと思う。JEAC4111 がいないということでは全くないので、これをどのように考えていくかということは、事業者からも色々意見をいただけたと思うので議論を深めていかななくてはいけないと思う。機械学会の設計・建設・材料・溶接規格という一連の規格の全体なのか、部分なのかということについても同様な議論があるかと思う。このような議題を我々は取り上げていかななくてはならないと思っている。

- ・日本電気協会の JEAC4111 の位置付けというのは、大変重要だと思っている。特に JEAC4111 は、他の規格でも引用されており、品質マネジメントは、原子力関係では JEAC4111 を基本的に使用しており、そうした形で、自主的な事業者自身には、具体的に規格の中で見えていることもあり、これが品質管理規則だけということになると、少しその形が変わってきて、自主的というところが薄れてしまうような恐れを感じており、今後議論できればと考えている。
- ・維持規格に関しては保守とか、再処理規格に関しても作ってはいるが、(規制庁の)内規が使用されており、なかなか使われないというのが現状で、そのへんについては全体的に規制庁と話をしたいと考えている。
- ・我々3 学協会、常時参加者、オブザーバなど色々な方々が、互いの立場を尊重しつつ全体として良いものを作り上げていく、これはなかなか難しいことなのだが、是非そういう役割について規格類協議会が中核となっていければ良いかと思っている。あらためて規制庁が出席

しないとだめだというふうに、はっきり言わないとだめだを考える。ここはもっと重要な場であることを考えて頂きたい。規制の場だけが正式な場であり、それだけが、日本の在り方を決める場では無いということ、いろいろな場で発信していただけたらよいと考える。

(3) 各学協会からの報告

1) 日本電気協会

日本電気協会事務局及び原子力規格委員会構造分科会幹事より、資料 No. 62-5 に基づき、JEAC4203 他 2 件の技術評価対応状況について説明があった。

(主な説明)

- ・まもなく、(技術評価の評価書案に対する)公衆審査が行われる。こちらについても、検討会、分科会にて、コメントがあれば出していきたい。

2) 日本原子力学会

日本原子力学会標準委員会幹事より、資料 No. 62-6 に基づき、日本原子力学会 2021 年春の年会標準委員会企画セッションについて説明があった。

(主な意見・コメント)

- ・検査制度を踏まえたということの意味だが、検査制度の範疇でというふうに捕らえるのも可能である。審査が行われてきて、現在は検査が充実する時代になってきた。これら全体を踏まえて、今の段階で安全性というものをどのように考えていけば良いのかということについても、議論が発展していければ良いのかというふうに考えている。そういう意味では学協会規格の役割に加えて規制がどのように考えたらよいかということはもちろんだが、事業者がどのような取り組みをベースとしてやっているのか、全体像を考えていくということも意図のひとつではある。時間が限られているので、どこまでそこが実現できるかは、分からないところがある。しかし、そのようなことをやっていくというのは、福島第一原子力発電所事故から 10 年経った現時点では、極めて重要なことと考えてこの企画セッションを設定した。

3) 日本機械学会

日本機械学会発電用設備規格委員会幹事より、資料 No. 62-7 に基づき、日本機械学会発電用設備規格の電子配信について説明があった。

(主な意見・コメント)

- ・これは、これまでの販売と合わせて実行するという事か。
→今のところ、色々なメーカーの方がいるので、紙の販売も並行してやりたいと考えている。とはいえ、なるべく電子配信に切り替えていきたいと考えている。
- ・そうすると、ここ 2, 3 年の切り替えのスケジュールなどの見通しを示しておく、購読者も計画的に変更できるかと考える。
→まだ初年度なので、状況を見ながら、機械学会の理事会との調整もあるので、様子を見ながら進めていきたいと考える。

(4) 検査制度に関する意見交換会合の状況について

協議会事務局より、資料 No. 62-8 に基づき、検査制度に関する意見交換会合の状況について説明があった。

(主な意見・コメント)

- ・第5回会合で、電気協会の取替炉心解析コードに関する規格の話があった訳だが、エンドースと捕らえている規制の方と、例えば第4回会合でもあったが、個々のプラントのPRAモデルが適切かどうかの判断の時に、原子力学会のPRAに係る標準がガイドとして使われていることと、どういう関係があるのか。それは、エンドースしたから原子力学会のPRAに関する標準を使用するのかということとは違った使い方をしている。今回の取替炉心解析コードに関する規格のことも、エンドースということとは少し違うように思うが、どうやって進めていったらよいかということについては、まだ議論の余地が大きいと思っている。それを意識をして電気協会の中でも議論が進んでいると聞いている。これについては今後相談が必要かと考えている。
- ・今の意見と重複する部分があるかもしれないが、第5回会合ではPRAモデルの適正性確認のための確認項目を、「原子力学会のPRA実施基準を参考に設定した」と書かれている。規制がこのような形で実施基準を使用することに関して、活用の一形態として認識していた。先ほどの意見にもあったように、エンドースという形だけが、学協会規格を規制が使う形態では無いと思う。そこは、法律上規制基準に書いてあることで技術的な部分について学協会規格をエンドースしてくっ付ける形をとる以外にも、このような形で広がっていけば、学協会の位置付けというのが今後重要になってくると思っている。
- ・事業者としては各回で、四半期毎の振り返り等を話したが、来年度の第6回会合に向けて、1年度を通しての振り返りというのをお願いしており、現在その準備をしている。先ほどあったPRAの適切性確認とか、取替炉心の安全評価に関する学協会標準の使い方について、我々としては、技術評価を求めるべきものなのかどうかということを検討させて頂いた上で、来年度どうするかということに繋げていきたいと考えている。いずれにしても、この検査制度が原子力発電所の安全にどのように貢献してきているのか、今後どのようになっていけば良いのか、そこに学協会規格がどのように関わっていくのかということも、事業者の計画がどのように関わっていくのかという大きな目で考えながら今後対応していきたいと思っている。
- ・審査における、○、×の判断をするというものとは違い、検査を行う段階で、規制側、事業者側、学協会が果たす役割をどう考えるかという議論がまだ十分でないところがあり、そこは規制側も検査制度に対する意見交換会合という形で設定してもらっている。ここで、継続的に安全性を向上していくという共通の目的を、どのようにして達成していくか。それから検査制度は米国のROPを持ち込んだが、日本として進めるべきところが、十分議論されているかについては、まだ十分でない点が残るかと思う。特にサイクル施設の検査制度というのは、アメリカのROPには明示的に入っていないので、このようなことをどう考えたらよいかということも、学協会としては関心の高いところである。これを継続的に議論して行く場として、例えば柏崎のID不正の問題等が、審査の場のように聞こえてしまう。これは検査の問題であるということはどうやって考えていったらよいかということも、もう少し議論して行けばよいかと考える。第5回会合は、規制庁の側から検査の気付事項の軽微事例集の議論を一步進めてい

- くという話があった。先ほど話があったが、1年間を振り返って事業者側からも、どのような課題があるかということがこの場で議論され、規格の立場でも、サポートするようなものをどのようにしたらできるかというのが、ATENAの役割なのか、学協会としてやるべきものなのか、そういう点も議論をしていければ良いと考える。道のりが沢山あるので、仕分けができれば簡単なのだが、そうでないところの段階に、継続的安全性向上や検査制度というものが踏み込んでいるということだと思うので、学協会としても、規格類協議会の場をいい場にするように、それから規格類協議会とのリンクをうまく張って行けるようにしたいと思っている。そのようなメッセージを規制の方にリンクを張りたいと思ったが、来ていないので不満を感じる。
- ・福島第一原子力発電所事故を踏まえてというのを3学協会のステートメント及びその前の委員長のステートメントにも出しているが、10年を踏まえて検査制度を取り込みながらどのように学協会が役割を果たして行くかというメッセージを、今すぐではないが、明確に出していくことが、規格類協議会の将来にとっても、各学協会のアクティビティーにとっても、事業者からの要望に対して各学協会がどう答えていくかということに対しても、重要な一歩となるかもしれないので、検討をした上で議論を深めてもらいたい。
 - ・今の意見にあった10年を踏まえてだが、学協会規格は安全性を担保するために作成した規格類だと思うが、事故を踏まえてどのようにしていこうかということが、十分に対応できてきたのかということ、少し考える必要があるのかという気がする。事前に防げなかったということはかなり重いものがあると思うが、あまり議論されていないような気がする。その意味でステートメントでやっていこうとしたが、もう一度これで良いのか、もう少し変えなければならぬのかという議論もしてみたら良いかと考える。
 - ・先ほどの取替炉心の解析コードの話だが、話が出た段階でまだ具体的には(規制庁が)どういうことを考えているのかまだ良く分からないので意見していなかった。燃料の安全解析コードの適切性を評価する方法論として、電気協会が現在作成中の規格であるが、事業者が自主的に使うという前提で作られていると思うが、このやり方で規制庁がコード認証を実施しても問題ないような規格であり、特に事業者だけが使うということにもなっていないので、もし活用するのであれば、色々な形で使っていただく方法があるのではないかと考える。ぜひ良い規格に仕上がっていけば良いと思っている。
 - ・MOX燃料、A型燃料、B型燃料の違い等をどのように考えていくかという点について、燃料製造メーカーの話もあるので、なかなか難しい問題を含んでいるのではないと思う。その点について、学協会だけでクリアにしていくのか、大変なところもある。規格類協議会のような場である程度検討していかないと、規制も含めた議論として十分なものになるかどうか、楽観視はしていない。ただ、電気協会の原子燃料分科会では議論が深められているとのことであるので、是非、この場でも紹介いただけるものがあればお願いしたい。
 - ・先ほどエンドースでない形でのリファラーの仕方があるということで考えたことであるが、米国の法律の考え方と日本の法律の考え方が違っており、米国では判例法であり、個々の審査員が個別に見て、使用する使用しないを考え、使用されていたら実績があるので良いと主張できるという考え方がある。それに従うように判例がきちんと整理されていると考える。日本は、エンドースしなかったら審査するというので、各サイトでバラバラに審査をされており、非常に不合理になっている。なので、法の建て付けのようなものをきちんと議論して、判例法的にやるのであれば、このサイトでこれは認められたということ記録に残していかななくてはならぬ

いのかと思う。

- ・第5回会合でも同様の議論があった。また、継続的な安全性向上に関する検討チームの中でも結局その議論になる。一方で、米国の ROP を取り入れて検査制度を行うということは、米国型のやり方を導入するということを決議したはずであるのに、いまさら何を言っているのか？と思う。今ご発言のあったことをもっと丁寧に実施していかなければならないと思う。そこで、日本なりのものがあるかどうかという点については、それだけの実力を持ってやっていけるかどうかということにも関わってくるので、学協会の方々が重要な役割を果たさねばならないと思う。英米法的なものであったり、ヨーロッパの体系的なものであったり、どちらを選択するかというだけで議論を進めていくかどうかという点も含めて、規格類協議会の大きな議題だと思う。それが実は、検査制度に関するステップアップをしたところであると思っている。

(5) 協議会幹事会からの報告

協議会事務局より、資料 No. 62-9-1, 資料 No. 62-9-2 及び資料 No. 62-10 に基づき、原子力関連学協会規格類協議会幹事会議事概要及び当面の課題（案）について説明があった。

(主な意見・コメント)

- ・資料 No. 62-10 について、本日の議論を踏まえて、アップデートしていただきたい。また、気付事項があれば事務局まで連絡いただきたい。

(6) その他

- ・次回協議会：6月22日(火) 10時00分～12時00分 Web会議と日本電機協会議室併用
- ・次回幹事会：6月4日(金) 13時30分～15時30分 Web会議と日本電機協会議室併用

以上